

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の改正について （平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）

1 経緯

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）では、農薬の登録制度を設けることにより、効果があり、人の健康や環境に対して安全と認められたものだけを農薬として登録し、製造・販売・使用できるようにするとともに、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）」により、農薬の安全かつ適正な使用を確保しているところである。

農薬取締法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 53 号）による法の改正に伴い本省令を見直すにあたり、法第 16 条第 3 項の規定に基づき農業資材審議会の意見を伺う。

2 改正のポイント

（1）農薬使用者の責務（第 1 条）

法律の用語と平仄を合わせるための改正を行う。

例えば、本条第 3 号の「農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにする」との規定について、改正後の法第 4 条の規定にならい、「農作物等又は農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにする」と改める。

（2）表示事項の遵守（第 2 条）

従前より、全ての表示事項を遵守して適正使用するよう指導を行ってきたことから、適用農作物等のほか、使用上の注意事項等の表示事項についても遵守することを明確化する。

（3）農薬使用計画書の提出（第 4 条）

農薬使用計画書の提出については、これまで、航空機（有人ヘリコプター）のみを対象としていたが、今般、無人航空機の利用が拡大したことから、無人航空機（無人ヘリコプターやドローン等）も対象とする。

(4) ゴルフ場における農薬流出防止のための措置（第5条）

ゴルフ場における農薬使用については、従前より環境省も技術的助言を行ってきたことから、農薬使用計画書を、農林水産大臣に加えて環境大臣にも提出するよう改める。

加えて、ゴルフ場外への農薬の流出防止措置について、努力義務として明記する。

(5) 住宅地等の定義（第6条）

農薬の飛散防止措置を講ずるべき住宅地等について、住宅地の他、学校や保育所、病院、公園等が含まれることを明確化する。

(6) 水田における農薬の使用（第7条）

従前より、水田で農薬を使用する際は、全ての農薬について、水田における流出防止措置を講じるよう指導を行ってきたことから、対象となる農薬を個別に規定することを廃止する。

(7) 被覆を要する農薬（第8条）

臭化メチルについて、オゾン層保護に関するモントリオール議定書に基づき、国内における臭化メチルの土壌くん蒸用途が全廃され(2012年)、現在は、検疫用途のみの使用方法となっていることから、被覆を要する農薬の対象から削除する。

3 今後の予定

- ・ 厚生労働大臣への意見聴取
- ・ パブリックコメントを経て本省令を改正し、改正法施行の日（公布日から6月以内。（3）及び（4）の農薬使用計画書の提出については、平成31年4月1日）から適用。

○ 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成十五年農林水産省・環境省令第五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（農薬使用者の責務）</p> <p>第一条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害が生じないようにすること。</p> <p>四 農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害が生じないようにすること。</p> <p>五・六 （略）</p> <p>（表示事項の遵守）</p> <p>第二条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（農薬使用者の責務）</p> <p>第一条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。</p> <p>一 農作物等に害を及ぼさないようにすること。</p> <p>二 人畜に危険を及ぼさないようにすること。</p> <p>三 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害が生じないようにすること。</p> <p>四 農地等の土壤の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつて人畜に被害が生じないようにすること。</p> <p>五 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。</p> <p>六 公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となつて人畜に被害が生じないようにすること。</p> <p>（表示事項の遵守）</p> <p>第二条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</p> <p>一 適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等に当該農薬を使用しないこと。</p> <p>二 付録の算式によつて算出される量を超えて当該農薬を使用し</p>

三 農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号。以下「規則」という。）第十五条第二項第二号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。

四 規則第十五条第二項第三号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。

五 規則第十五条第二項第四号に規定する生育期間において、次のイ又はロに掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。

イ 種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）第二十三条第三項第一号に規定する使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数の表示のある種苗を食用農作物等の生産に用いる場合には、規則第十五条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を控除した回数

ロ イの場合以外の場合には、規則第十五条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数

2 農薬使用者は、農薬取締法第十六条第四号、第九号及び第十一号に掲げる事項に従って農薬を安全かつ適正に使用するよう努めなければならない。

第三条（略）

（航空機等を用いた農薬の使用）

第四条 農薬使用者は、航空機等（航空法（昭和二十七年法律第二

ないこと。

三 農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号。以下「規則」という。）第七条第二項第二号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。

四 規則第七条第二項第三号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。

五 規則第七条第二項第四号に規定する生育期間において、次のイ又はロに掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。

イ 種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）第二十三条第三項第一号に規定する使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数の表示のある種苗を食用農作物等の生産に用いる場合には、規則第七条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を控除した回数

ロ イの場合以外の場合には、規則第七条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数

2 農薬使用者は、農薬取締法第七条第十二号に規定する最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めなければならない。

（くん蒸による農薬の使用）

第三条 農薬使用者（自ら栽培する農作物等にくん蒸により農薬を使用する者を除く。）は、くん蒸により農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 当該農薬使用者の氏名及び住所
二 当該年度のくん蒸による農薬の使用計画

（航空機を用いた農薬の使用）

第四条 農薬使用者は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百

百三十一号) 第二条第一項に規定する航空機及び同条第二十二項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。) を用いて農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 (略)

二 当該年度の航空機等を用いた農薬の使用計画

2 前項の農薬使用者は、航空機等を用いて農薬を使用しようとする区域(以下「対象区域」という。)において、風速及び風向を観測し、対象区域外に農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(ゴルフ場における農薬の使用)

第五条 農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一・二 (略)

2 前項の農薬使用者は、ゴルフ場の外に農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(住宅地等における農薬の使用)

第六条 農薬使用者は、住宅、学校、保育所、病院、公園その他の人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

三十一号) 第二条第一項に規定する航空機をいう。) を用いて農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 当該農薬使用者の氏名及び住所

二 当該年度の航空機を用いた農薬の使用計画

2 前項の農薬使用者は、航空機を用いて農薬を使用しようとする区域(以下「対象区域」という。)において、風速及び風向を観測し、対象区域外に農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(ゴルフ場における農薬の使用)

第五条 農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 当該農薬使用者の氏名及び住所

二 当該年度のゴルフ場における農薬の使用計画

(新設)

(住宅地等における農薬の使用)

第六条 農薬使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(水田における農薬の使用)

第七条 農薬使用者は、水田において農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(被覆を要する農薬の使用)

第八条 農薬使用者は、クロルピクリンを含有する農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第九条 (略)

(削る)

(削る)

付録 (第二条関係)

$$Q = Q_0 \frac{A}{A_0}$$

Qは、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される

(水田における農薬の使用)

第七条 農薬使用者は、水田において別表第一に掲げる農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(被覆を要する農薬の使用)

第八条 農薬使用者は、別表第二に掲げる農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(帳簿の記載)

第九条 農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 農薬を使用した年月日
- 二 農薬を使用した場所
- 三 農薬を使用した農作物等
- 四 使用した農薬の種類又は名称
- 五 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

別表第一 (第七条関係)

一 六十七 (略)

別表第二 (第八条関係)

- 一 クロルピクリンを含有する製剤
- 二 臭化メチルを含有する製剤

付録 (第二条関係)

$$Q = Q_0 \frac{A}{A_0}$$

Qは、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される

量

Q₀は、規則第十五条第二項第一号に規定する単位面積当たりの
使用量の最高限度

Aは、農薬を使用しようとする農地等の面積

A₀は、規則第十五条第二項第一号に規定する単位面積

量

Q₀は、規則第七条第二項第一号に規定する単位面積当たりの使
用量の最高限度

Aは、農薬を使用しようとする農地等の面積

A₀は、規則第七条第二項第一号に規定する単位面積